

滋賀縣市町新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる生活や住まい等に関する支援のために地域の実情を踏まえて市町が実施する取組を支援することを目的として、市町に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 交付金は、令和3年2月1日社援発0201第8号厚生労働省社会・援護局長通知「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業実施要綱」により、市町が行う事業および民間団体等で市町が適切と認める者が行う事業に対して市町が補助する事業に要する経費に対し交付するものとする。

(交付額の算定方法)

第3条 交付金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（交付基本額）に第4欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第4条 市町は、規則第3条第1項に規定する交付申請を、第1号様式により、別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業の実施により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しまたは廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を滋賀県に納付させることがある。

- (7) 事業の実施により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により交付金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。
なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を滋賀県に返還しなければならない。
- (9) 交付金と交付対象事業に係る予算および決算との関係を明らかにした第5号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、当該調書および証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業の実施により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 市町は、市町が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
ア (1)～(8)までに掲げる条件。
イ 間接補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業の実施により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (11) 知事が付した条件に基づき市町長が承認または指示をする場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入および間接補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を滋賀県に納付させることがある。

（交付金の概算払）

第6条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

（変更交付申請）

第7条 市町は、交付金の交付決定後の事情の変更により、交付決定の変更を申請する場合には、第2号様式により、別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第8条 市町は、事業の遂行状況について知事の報告要求があったときは、速やかに状況報告を実施しなければならない。

（実績報告）

第9条 市町は、規則第12条に規定する実績報告書を第3号様式により、事業完了の日から起算して30日を経過した日以内（第5条の(3)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日以内）に知事に提出

しなければならない。

(交付金の返還)

第10条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(標準処理期間)

第11条 標準処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による交付金の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、交付金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、滋賀県市町新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業交付金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めるとともに、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業実施要綱（令和3年2月1日付け社援発0201第8号厚生労働省社会・援護局長通知）によるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行し、令和2年度分の交付金から適用する。
なお、令和3年1月28日以降の事業に適用する。

別表

1 種 目	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、工事費（相談に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、負担金及び補助金	3 / 4
保護施設等の衛生管理体制確保支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	保護施設等の衛生管理体制確保支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費（30万円以上の備品を除く）、負担金、補助金及び交付金	3 / 4
保護決定等体制強化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	保護決定等体制強化事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	3 / 4
生活困窮者自立支援の機能強化事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	生活困窮者自立支援の機能強化事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	3 / 4
ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援充実事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援充実事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	3 / 4

1 種 目	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金</p>	3 / 4
条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携推進事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金</p>	3 / 4